

## J.-F. ムロンの「システム」論 (2) On the “Systèmes” of J.-F. Melon

津 田 内 匠  
TSUDA Takumi

最後にムロンは、立法者の第三の任務は貨幣と信用の保持にあるとした。これはローの「システム」の本来の課題であった。彼はこの課題をひき継ぎ、これに最も多くの章とページとを与えている。貨幣と信用は、彼が立法者の第二の任務とした人口の増大と奢侈の経済を動かす不可欠の車輪であるべきものであった。ムロンはこの問題を『政治的試論』初版の第十章「法定通貨価値」以下、諸貨幣の比率、フィリップ美男王への反乱、聖王ルイとシャルル七世の諸貨幣、減価、農産物の高価、諸々の反対論への回答、為替、公信用の諸章で論じている。だが意外なことに、これらの章では、彼は自分自身の貨幣・信用理論を積極的に展開するのではなく、フランスの貨幣操作の歴史を微細に語りつつ、これに仮託してローの「システム」をやや批判的にはあるが弁護する手法をとっている。「システム」の崩壊からすでに十余年を経ていたとはいえ、パニックの記憶が消え去らぬ間に、「システム」を公然と支持することは憚られた。『政治的試論』の初版では、ローの名はもとより「システム」の語さえなく、「摂政期」の「銀行」が僅かに語られるほかは、「公信用」の章の末尾に、ローを思わせる魔術使いの美女パニマの寓話が添えられただけであった。

ところで、フランスの歴代国王はしばしば通貨の法定（名目）価値をきり下げ（減価）、あるいはきり上げ（増価）して、慢性化した国家財政の危機を凌いでいた。ムロンはしきりにその「濫用」の弊害を説いている。しかし彼はもともと金属貨幣のいわゆる「内在価値」を認めず、貨幣は「協約」にもとづく「任意の制度」と考えるのであるから、貨幣の実質価値と名目価値とを乖離させる減価や増価の政策自体に異論はなかった。彼にとっての問題は、減価と増価のどちらが国家財政的に、あるいは国民経済的に有利であるかということであった。彼は減価と増価の歴史を仔細に検討し、減価は債権者に有利、増価は債務者に有利という結論を得て、

「債務者こそが有利であるべきである」と、増価政策を肯定する。

最大の債務者は国王であった。民衆もまた債務者の一大集団であった。増価は決定されるだけで国王の負債を減額し、政府の支出を節減する。それはまた流通して通貨の増加をもたらす、一方では国王の緊急支出がまずは「銀行家や〔国王の〕企業者たち」の取引を活発にし、また一方では農産物その他の商品や賃金等、流通にあるすべてのものの価格を上昇させ、勤労大衆の所得を高めつつ、彼らの納税を容易にする。増価は「債務者としての国王と民衆に常に有利なのである」。しかしムロンは増価を無条件でよしとしたのではなかった。国王の負債の返済が通常の課税では不足の場合に限って、増価はなされるべきである。しかしさらにその場合でも、一般に法定通貨が不足であれば、新旧貨幣の混乱をもたらす増価よりは「代理の価値」、つまり信用貨幣の創造が目ざされるべきである。「信用の基礎は公的協約にもとづく保証である」のだから、金属貨幣に代る「交換の担保の十分な量」は「元首と臣民の間の合法的な協約」、つまりは「この至高の立法」によって確保されるし、また確保されるべきである、と彼はいう。そして最後に、さきに述べた寓話で、「摂政期」の「銀行」が「この疲弊しきった国家に非常に慎重かつ賢明な手法で生命を回復させ始めた」のだが、パニマ（＝ロー）は「自分のすばらしい成功に酔いしれて」、「国民全体にいまわしい」結果をもたらしたと、ローの初期の「一般銀行」にではなく、後半の「システム」の運営に「一連の危険な軽率さ」があったことだけがそとと告げられたのである。

この、いわば歴史と寓話に拠る引喩の手法から、人びとは十分に信用の問題を読みとれたであろうか。強気の抗弁ともみえる増価論ばかりが印象づけられた。ではなぜ増価論がそれほど必要であったらうか。ローは「システム」と並行して減価と増価の政策を強行実施した。それは当然、混乱をもたらす、「システム」そのものに劣らず悪評であった。ムロンは「システム」を汚辱の底から救い出すためには、まず増価を正当な政策として意味づけることから始めなければならなかった。たとえその意味づけが実際のローの施策の目的と結果に似ても似つかぬものであるにせよ、である。すでにみたように、彼は増価政策のほとんど避けがたい濫用の危険性をくり返し指摘しながら、それが慎重に抑制的に実施されることによって得られる増価の経済効果（軽いインフレ効果による税負担の緩和と経済の活性化）をあえて強調し、その延長線上に、これもまた濫用の危険なしとはしないが、より合理的な「信用」の効果を示すことにより、ローの「システム」が本来、目ざすべきであったものをフランスの歴史と現状の実態に即して理解するよう、暗に読者に求めたのであった。

しかし、『政治的試論』の初版でみる限り、それは成功していない。ムロンの増価論も信用論も、あの才気煥発の諸章で構成された人口の増大論と奢侈の経済論に比して、いかにも精彩に欠ける。ひとつには、彼が貨幣・信用論の大部分を旧幣の増価肯定論にあて、彼自身がその先進的意義を説く信用創造の問題には「公信用」のただ一章を割くにとどまり、内容も独自の理論展開に乏しかったこと、またひとつには、彼は国家財政優先の見地から、増価の効果がなによりも勤労大衆の納税を容易にすることにあるといい、信用の効果についても、それが主として国家債務の償還を安定的にすることを強調して、彼自身が別に指摘する増価や信用による経済の活性化を国民経済全体の仕組みなかで、特に彼自身の構想である「国民の奢侈」との関連で積極的に論じようとはしなかったからである。

ムロンの、この増価論はやがて、ともにローに仕えた、かつての僚友デュトによって、減価も増価も長期的には損失をもたらすのみと批判され、さらにまたジェイムズ・スチュアートに

よって、デットともどもに、フランスの貨幣・信用論そのものの未熟と厳しく論難されることになる。スチュアートの批判には、彼がローの「システム」の原理を高く評価するあまりにか、その運営の失敗の責任をもっぱらローの補佐役としてのムロンとデットに問う、いささか偏頗な傾きもあるが、彼がムロンの奢侈論は容れて増価論を退けるのは至当であった。ここにムロンの経済論の新旧二面の両端があった。少なくとも『政治的試論』初版では、その両端がそれらを連結する項もなく、ただむき出しに在ったのである。

以上が『政治的試論』初版の構成の概要であるが、さて気づいてみれば、これまでの主要な論点はことごとく、カンティロンの『商業試論』のその対極にあった。それを両者いずれからかの対抗とみるべきか、あるいは単なるたまたまの対照とみるべきかは別として、ほぼ同じ時期にはほぼ同じテーマで執筆され、あるいは出版された両書はローを挟んで向い合うほぼ対称の経済論を示していたのである。

1) カンティロンは地主の地代収入からの支出がまず経済の起点にあって、その「地主の意向や好みや生活様式」が一国の経済の規模と性質とを決め、「自ら危険を冒して、物産や商品の流通と交換と生産を行う」自由な「企業者」が日々の市場を動かすのだという。彼はやがて外国貿易を論じ諸外国との競争を問題とする段階では、政府の指導と介入を不可避なものとするが、彼が経済活動の根本とするものは「自由」、特に市場の全面に展開する膨大な数の各種各層の「企業者」の「自由」であった。これは、彼には架空の、あるいは過剰の信用体系としか思えぬ「システム」を権力をもって恣意的に動かすローに対する批判の原点でもあっただろう。これに対してムロンはローの「システム」の反省に立ち、その強権性と恣意性を払拭しようと、完全に公正な立場で、国益に沿って個々の「自由」を管理しつつ、経済あるいは経済と政治とを指導する「立法者」を理想型として設定した。このことはすでにみたとおりである。「企業者」か「立法者」か、これが両者の対立的構図の中軸にあった。

2) カンティロンは地主の奢侈支出や企業者の奢侈産業に特に異を唱えたわけではない。奢侈の定義にもよるが、もしそれがムロンのいう日常の奢侈であれば、彼はもちろん、それらを貨幣の流通を活発に動かすものとして十分に論じている。一般的に奢侈にかんして、彼に禁欲的な偏見はなかった。しかし逆にいえば、彼には、ムロンほどに明確な、「奢侈」を「インダストリー」と結合して、それを「立法者」の指導のもとにおくというヴィジョンもなかった。少なくとも、奢侈そのものがカンティロンの主要なテーマであることはなかった。彼は貿易差額が豊富な貨幣をもたらし、それが物価と賃金を騰貴させて交易条件を悪くする状況では、「君主または立法府」が過剰な貨幣をひき揚げて「奢侈の不都合を防ぐ」ことを強く求めるのである。この「奢侈」はおそらく、ムロンの「奢侈」とは同じではなかったであろうが、その曖昧さのゆえに、同時代者は彼を奢侈反対論者とみた。すでにみたように、ムロンは奢侈をはっきりと日常的奢侈に限り、これを「文明社会の必然の結果」といい、その奢侈の産業による雇用の創出と増大を「人間の知恵の傑作」と呼んで、その達成を立法者の任務とした。彼は奢侈が「国民の奢侈」である限り、「奢侈という語は統治と商業のあらゆる施策から追放すべき空しい名称である」という。その「曖昧で混乱した、誤った観念の濫用がインダストリーの息の根を止めかねないからである」。しかし「立法者」は「国民の奢侈」をいかに維持し、いかに発展させるべきか。ムロンに輝かしい成功をもたらした奢侈論の全体像は、『政治的試論』の初版の限りでは、著者自身にさえ審らかではなかったのである。

3) カンティロンは金属貨幣のいわゆる「内在価値」に固執する立場から、貨幣を名目化し

て信用の創造をはかるローの「システム」には断じて同意できなかった。彼はその一点に向けて『商業試論』を物したとさえ思われる。さきに述べたローの減価と増価の併用策についても、彼はそれに類する歴史の事例をあげ、『商業試論』に一章を設けて、これを批判した。彼はこのただ恣意的な貨幣操作のなかに「システム」の本質をみていたのであるか。しかしながら、もっぱら金属貨幣の「内在価値」にこだわるカンティロンの「システム」批判はローの信用創造の原理の革新性に対応しきれない彼自身の理論的限界を示すものでもあった。これに対してムロンが増価政策を肯定し、またさらに増価政策を信用創造の政策へと転換すべき必要性と可能性とを論じて、カンティロンの対極に立ったことは、すでにみたとおりでである。しかし増税手段としても経済の活性化の手段としても、彼が最終的に増価政策を破棄すべしとしたかどうかは定かではない。どこまでもつきまとい、『政治的試論』を制約する増価論である。

さて、以上が『政治的試論』の初版の側からみた『商業試論』との主要な対立点とその問題である。『政治的試論』が基本的には「立法者」と「奢侈」と「信用」とで構成されていることは明らかだが、比較的体系的な『商業試論』全編に比べれば、これらの三点はそれぞれ、いわばトピックスを追うような形で合成されているだけで、全体としての有機的構成に欠けることもまた明らかである。立法者はいかにして、その公正を確保しうるのか、奢侈と信用はどのように結合されうるのか、等々、要するに、国民経済としての拡がりのなかで、これら三点はどのような理論的政策的連関を持ちうるのか、なお問われるべき問題であった。ムロンはこの「欠落」を埋めるべく、1736年に七章を増補して「新版」とし、これによって『政治的試論』の再構成をはかったのである。カンティロンの死の直後のことであった。 (未完)

(富山国際大学教授)